

店舗等募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市営住宅条例(以下、「条例」という。)第56条第5項ただし書の規定による店舗の使用者の募集及び同条例第58条に基づき公正な方法で使用者を決定するため、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 店舗の申込みができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 住民票により公募の開始日に市内に居住している事実を確認できる者。ただし、入居決定又は同居の承認を受けることなく市営住宅に居住している者及び西宮市営店舗を住所としている者は除く。
- (2) 店舗の開業及び営業に必要な計画性と、資金面での裏付けを有する者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) 店舗の使用料を支払うことができる者
- (5) 条例施行規則第3条の2第1号から第3号までに掲げる条件を備えるとともに、条例第64条第2項の規定による請求を受けて駐車場等を明け渡した者(条例施行規則第53条第1号及び第6号の規定を明け渡し事由とした者を除く。)で当該明け渡しの日から翌日から起算して3年を経過した者
- (6) 監督官庁の許認可が必要な業種については、当該許認可を受けることのできる者
- (7) 当選後に3か月分の使用料に相当する金額を保証金として納付できる者。
- (8) 使用許可後1ヶ月以内に内装工事に着工し、竣工後、完了届を提出の上、3ヶ月以内に営業開始できる者。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年度法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者。
- (10) 現に条例第64条第2項の規定による請求を受けていない者

(資格の確認)

第3条 店舗の申込みがあったときは、前条に規定する資格を備えているか確認しなければならない。

(申込の基準)

第4条 店舗申込の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 店舗を風俗営業及び騒音又は異臭等を発生し、近隣住民への迷惑が予想さ

れる業種として使用する申込みはできない。

- (2) 店舗を倉庫及び作業所として使用する申込みはできない。
- (3) 業種の変更は、当選後おおむね1年間はできない。
- (4) 法人格での申込みはできない。
- (5) 申込みは、1世帯1戸に限る。1世帯で複数戸応募したことが判明した場合は、当該申込みは不適格とし、抽選後に判明した場合も同様とする。
- (6) 既に店舗等の使用許可を受けている世帯は、店舗拡大等の合理的理由がある場合に限り、当選後に既に使用許可を受けている店舗等を原状回復し返還することを条件に申し込めるものとする。

(募集対象店舗)

第5条 募集対象店舗は、空き店舗の中から管理上支障のない範囲において選定する。

(募集時期)

第6条 募集は、原則年1回、募集期間を10日程度とする。

(募集の広報)

第7条 募集店舗の概要について市政ニュースで広報する。

(募集方法)

第8条 空き店舗ごとに店舗番号を付し募集する。

(申込手続き)

第9条 募集期間内に申込書を指定管理者へ提出する。

(申込書の審査)

- 第10条 申込書の記載事項について書類の審査を行う。
- 2 申込書に不備がある場合は、その旨を明記し通知する。

(抽選)

第11条 申込者が募集店舗戸数を上回るときは、抽選を行う。

(資格審査)

- 第12条 仮当選になった者に対し、必要書類の提出を求め資格審査を行う。
- 2 資格審査の結果、書類に不備がない者に対し、使用資格・基準を満たした者(以

下、「使用予定者」とする。)とし、通知する。

(使用手続き)

第13条 使用予定者に対し、使用者台帳の提出及び保証金の納入等の使用手続き事務を行う。

(使用許可書の交付)

第14条 使用手続きが完了した使用予定者に対し、鍵渡しを行い、使用許可書を交付する。

(使用許可日)

第15条 当該店舗の鍵を渡した日をもって使用許可日とする。

(募集計画)

第16条 募集のつど、都市局長が募集計画を定める。

(補則)

第17条 この要綱に定めることのほか店舗に関する募集に必要な事項は住宅部長が定める。

付 則

「JR西宮駅北地区住環境整備事業の店舗・作業所貸与基準」は、廃止する。

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年7月9日から適用する。